

ごたんだ通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

2023年新春号 No.56

五反田法律事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル5F

TEL 03 (3447) 1361 FAX 03 (3447) 1538

<https://gotandalaw.com/>



レインボーライン山頂公園展望台より三方五湖をのぞむ 撮影者・事務局・伊藤 次彦

皆様、あけましておめでとうござ
います。

昨年中はいろいろお世話になりました。本年も益々お引き立てのほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、若干世情に目を向けてますと、昨年来の日本を取り巻く社会状況には驚かされるものばかりです。まず、日本を取り巻く状況としては何といつてもロシアによるウクライナの侵略の強行があります。ロシアはこの侵略の成功のために核の使用も視野に入れているとの報道さえ存在します。このような蛮行がなぜ起こってしまうのか、世界の良識はこのような方策を持ちえないのか、十分な検討が必要だと思います。同時に日本にとっては中国の周辺国に対する強硬姿勢や北朝鮮の核に対する基本スタンスも大きな懸念材料となっています。健全なアジア諸国の叡智によって中国や北朝鮮の行動を抑制す

る必要があるようになります。

また、国内に目を轉じれば、オリ・パラをめぐる底なしの贈収賄疑惑・基本的な総括と対策のないままの原発の再稼働への政策的な大転換・旧統一教会に関連した安倍元首相の襲撃とそれに引き続く国葬の強行さらには円安による日本経済への打撃など耳目を驚かし我々の気持ちを暗くさせるものがほとんどです。

もつとも、このような暗い話の中には、核兵器禁止条約第1回締約国会議の開催とそこでの核なき世界を目指すウイーン宣言の採択や沖縄知事選による沖縄県民の米軍基地の辺野古移設への貫した明確な反対の意思表示は、胸のすく思いでした。

我々の事務所も日々の皆様方の抱える問題に対処するとともに少しでも日本の社会がよい方向に進むことを願つて微力を尽くしてまいりたいと思います。

弁護士 亀井 時子	弁護士 甲斐 朝美	弁護士 民部田正史
弁護士 千葉 一美	弁護士 田島 俊彦	弁護士 串山 真野
弁護士 千葉 一美	弁護士 富澤 浩太	弁護士 泰生 亮太
弁護士 田島 俊彦	弁護士 富澤 浩太	弁護士 丸山 紀人
弁護士 伸江 準	事務局一同	

Close-up

わたしたちの「浪江」を返せ！ 浪江原発訴訟報告

弁護士 真野 亮太

1 はじめに

福島第一原発事故の発生からもうすぐ12年になります。しかし、現在も避難者の方々の避難生活は続いている、また、全国では国や東京電力に対する訴訟が続いている。今回は、福島県双葉郡浪江町の住民による国及び東京電力に対する訴訟についてお伝えします。

2 福島第一原発事故の発生

まず、福島第一原発事故についての説明から始めましょう。

2011年3月11日、三陸沖においてマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。これによって、東北地方から関東地方北部の太平洋岸一帯

は、同地震によつて発生した大津波に襲われました。地震と津波による死者は、1万5270名、行方不明者は8499名とされています。

福島第一原発は、福島県双葉郡大熊町及び双葉町の太平洋岸に面して立地する発電所であり、海拔10メートルの敷地上に設置されています。そして、同発電所にも高さ約15メートルの津波が押し寄せ、その敷地にある原子炉施設も浸水しました。

原子力発電所は、ウラン等を固めて作った燃料棒において核分裂を起こして膨大な熱を発生させ、その熱によつて水蒸気を発生させてタービンを回すことで発電を行います。地震発生時は核分裂反応を停止させましたが、原

子力発電所では、停止後においても核分裂反応により発生した物質から膨大な熱が発生し続けるため、これをポンプで汲みあげた海水によつて冷やす結果になります。その結果、熱によって原子炉が破壊され、また、高温になつた燃料棒に触れた水蒸気が化学反応を起こして水素が発生したことから、建屋が水素爆発を起こして放射性物質が大量に飛散しました。

3 浪江町の被害及びADR手続き

浪江町は、福島第一原発の北約8キロに位置する、人口約2万1000人の町です。事故発生後、国は、「福島第一原発から10キロ圏外に避難するように」と指示を出しました。浪江町も10キロ圏外にある町内津島地区に避難することを決めました。ところが、国は、放射性物質の飛散方向に関するデータを有していたにもかかわらず、これを浪江町に知らせなかつたため、浪江町の住民は避難先の津島地区において放射線を被ばくすることになつてしましました。

その後、町は立入規制となり、住民は県内外での避難生活を余儀なくされました。

その結果、事故が発生したのでした。

今後について

今後、訴訟において上記最高裁判所の判断は不当であるといつたことを主張し、国と東京電力に対して、その職責をしつかりと果たさなければならなかつたと主張していくことと考えています。

そこで、浪江町は、2013年5月、町民を代理して、十分な慰謝料の支払いを求めてADR手続きを申立てます。ADR手続きとは、原発事故によ



4 訴訟提起（回避できた事故）

ADR手続きで和解ができなかつたために国が設けた手続きです。

2014年3月、この手続きにおいて感謝料を増額する旨の和解案が示されます。

ところが、東京電力は、和解案を受諾するようとの勧告が出されているにもかかわらず、この手手続きにおいて感謝料を増額する旨の和解案が示されます。

ところが、東京電力は、和解案を受諾するようとの勧告が出されているにもかかわらず、この手手続きにおいて感謝料を増額する旨の和解案が示されます。

2018年4月、ADR手続きは打ち切りとなつてしましました。

この訴訟における争点の一つは、国に事故発生の責任があつたのかということがあります。地震及び津波が全く予期できず、事故は回避できないものであつたのならば、国には事故発生についての責任は

る紛争を早期に解決するために国が設けた手続きです。

この手続きにおいて感謝料を増額する旨の和解案が示されます。

ところが、東京電力は、和解案を受諾するようとの勧告が出されているにもかかわらず、この手手続きにおいて感謝料を増額する旨の和解案が示されます。

ところが、東京電力は、和解案を受諾するようとの勧告が出されているにもかかわらず、この手手続きにおいて感謝料を増額する旨の和解案が示されます。

2018年4月、ADR手続きは打ち切りとなつてしましました。

この訴訟における争点の一つは、国に事故発生の責任があつたのかということがあります。地震及び津波が全く予期できず、事故は回避できないものであつたのならば、国には事故発生についての責任は

ない 것입니다。

しかし、2002年7月、国が阪神淡路大震災をきっかけに設置した地震

本部は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの大地震が約133年に1回の割合で発生するとの「長期評価」を公表しています。

東京電力は、2008年にその通りの予測をしています。ところが、国も東京電力も、何らの対策も取らなかつたのです。つまり、この地震と津波は予測可能なものであり、その対策も可能だったにもかかわらず、国も東京電力も、この地震と津波の対策をとらず、その結果、事故が発生したのでした。

しかし、津波対策は防潮堤の設置だけではありません。例えば、発電機が設置された建物に防水扉を設置すれば、発電機が海水に浸らないようにすることができます。地震発生を回避することができたはずです。

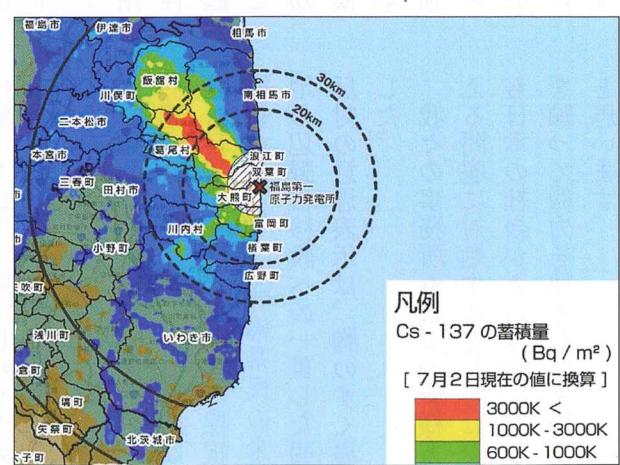
番外編

品川歩



約7万年の年縞をステンドグラスにして展示している。全体は50mにも。

約7万年の年縞を保存している湖があると言わいたらどう思うだろうか。福井県は三方五湖（本誌表紙写真）の1つ水月湖。この湖底に眠る泥は、湖誕生以来毎年の泥を湖底にため込み、湖とその周辺の環境情報を保存し続けている。これを年縞（ねんこう）という。年縞博物館はボーリングによって掘り出した年縞を展示している。館内展示の解説は、QRコードを読み取るとその時代の出来事をスマートフォンで見る事ができる、現代のIT技術も活用され、まさに悠久の時を旅するかのようである。



文部科学省平成23年7月22日報道発表「文部科学省及び宮城県による航空機モニタリングの測定結果について(追加資料)」より抜粋

近況報告

弁護士だより

鳥海 準

人生100年時代を迎えた「健康」の重要性は高まるばかりです。もっとも、やはりできうるならば「健康年齢」を少しでも延ばしたいものです。私は、ここ30年ほどはこれといったスポーツをしてきませんでしたが、一念発起してテニスを始め、この正月で丸1年です。とてもリフレッシュできるスポーツです。テニスを趣味とする方、是非、お誘いください。



亀井 時子

コロナ禍により、解雇、雇い止めなど経済的な不況が進んでいます。年金や生活保護費の引き下げ、国民健康保険の値上げ、物価の高騰など、市民の生活は厳しいものになっています。一時、減じていた借金苦による自殺が増えつつあるようですが、借金は、法的に解決できます。法テラス電話法律相談「0570-078374」にお電話を。



民部田 正史

弁護士登録からもうすぐ20年。東日本大震災、コロナ禍などあったなかで、大きなかがや病気もなく健康で業務を続けることができたことに感謝しています。最近ではWEB形式での訴訟手続きも広まり弁護士業務も変化しつつあります。変化に対応しつつも、やはり基本を忘れることなく地道に頑張っていきたいと思います。



千葉 恒久

ド イツから日本の中学校に1ヶ月だけ留学しに来た女の子がびっくりしたこと。①教室に先生が入って来たら皆が一齊に立ち上がってお辞儀をした。②校庭に立っていたら音楽が流れてきて皆がバタバタし始めた（←どうやらラジオ体操だったらしい）。③手を繋いで踊られた（←運動会のダンスの練習だったらしい）。でも「みんな優しくしてくれた」と言って彼女は国に帰って行きました。



田島 浩

日 本で生まれあるいは幼少時に来日して日本で育った難民申請者の子どもたちの在留特別許可を求める訴訟は、大学や専門学校に通っている優秀な子どもにだけ在留資格を出すというのが入管の結論で裁判所もこれを是認してしまっています。日本で生まれ育った子どもが在留資格を得て安定的に生活できる社会に変えていきたいです。



佃 俊彦

建 設アスベスト訴訟を15年担当しています。最高裁勝利判決を勝ち取った一昨年は怒濤の1年であり、国の給付金法を成立させることができました。昨年は建材企業のみを相手とする裁判を起こし、今年は企業と和解解決し、企業も参加する給付金法に改正して建設アスベスト問題を全面解決することをめざします。



甲斐 朝美

昨 年、対面とzoomを併用した研修でお話する機会をいただきました。オンラインにも随分慣れてきたと（勝手に）思ってた私。でも、目の前にカメラを設置してもらった後、いざ研修が始まると、私の視線は、会場出席の方とカメラの向こうの方との間を行ったり来たり、おぼつかず。「オンラインって難しいいっつ」と実感し、上手に活用できたらいいなと思った出来事でした。



串山 泰生

昨 年、新型コロナに感染しました。「風邪かな」程度の自覚症状しかなく、陽性と診断されたときは信じられませんでした。熱も出ず隔離期間を経て復帰し、後遺症もありませんでした。「百聞は一見に如かず」で貴重な経験ができたと思っていますが、こんな経験せずに済むならそれに越したことはないので、皆様はくれぐれもお気をつけください。健やかで良い1年でありますように。



千葉 一美

私 は、幼少の頃、野山を駆け回って遊んでいたので、「習字」と「そろばん」くらいしか習い事をしていない。逆に、大人になってからは、習い事に目覚め、しかも一度始める止まないものだから、次々増えている。現在では、30年続いている茶道をはじめ、スキー、ゴルフ、ハングル等と大忙しであるが、これから長い年月のお供として楽しんでいきたいと思う。



真野 亮太

年 長になる三男が、それまでの電車に対する興味を突如失い、興味の対象は昆虫にシフトしました。週末の父子二人の電車の旅は、虫探し探検にかわりました。夏は蚊に刺されまくりました。冬になって蚊がいなくなっていました。の、今度は虫も見つからなくなりました。それでも、毎週の虫探し探検は続くのでした…。



丸山 紀人

私 の趣味は海外サッカー観戦です。妻はこれまで全くサッカーを観ていなかったのですが、遂に洗脳（？）に成功し妻も観るように。毎週末は2人で好きなクラブの応援に熱をあげています。今シーズンは好きなクラブが珍しく絶好調のため、週末にストレスを受けることがなくなり、希望を持って週末を迎えることができています。



富澤 伸江

昨 年で弁護士20年（！）。時がたつのは早いものです。4人の子ども達も大きくなりました。朝から機嫌が悪そうな末娘（小5）。どうしたの？と聞くと、「聞かれたくない」。丈夫？と尋ねると、「黙ってくれる？」。機嫌悪いね、と言うと「いつものママと同じです」。大変失礼しました。子どもにはいつもハッとさせられます。



事件報告

都道補助29号線事業認可処分取消訴訟

弁護士 串山 泰生

平成29年6月、私たち五反田法律事務所の有志は、東京南部法律事務所の弁護士と共に弁護団を結成し、都道補助29号線（以下「29号線」といいます。）事業認可処分の取消を求めて裁判を起こしました。

29号線は、山手通りから環状七号線まで約3.5kmを道幅15～20mで結ぶ道路で、第二京浜（国道1号線）の500m程東側を通る予定です。多くの方々が住んでいる住宅地を通るため、該当するエリアの住民に立ち退きを迫ることになります。

29号線を建設する都市計画は、昭和41年に決定され現在もそのまま残っています。これまで優先順位の高い路線とは見なされず、第1次～第3次（昭和56年～平成16年）優先整備路線事業では建設が見送られてきたのですが、東日本大震災（平成23年3月）を経て、特定整備路線として命を守る道路（延焼遮断帯）を造るとの大義名分の下、事業認可されました。

しかし、昭和41年当時から延焼遮断帯として29号線が計画された訳ではなく、当時は第二京浜のバイパスと

して交通渋滞を緩和することが主な目的でした。私たちは、29号線では大規模な都市火災を遮断することはできないので、都市防災のためには都市計画を見直し、延焼遮断帯のような効果の曖昧な対策ではなく、住宅の不燃化をはじめとするより効果的で住民に与える被害の少ない災害対策を行うべきであると争ってきました。約5年間で16回の期日を重ね、昨年5月18日に判決が出ましたが、残念ながら私たちの訴えは認められませんでした。

判決に納得できない当事者の方たちと共に控訴し、現在も裁判を続けています。これまでご支援いただきました多くの皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、これからも裁判は続きますので、引き続きご支援の程宜しくお願い申し上げます。

次の期日は令和5年1月19日（木）午後2時から、東京高等裁判所の101号法廷で開かれます。関心のある方は、ぜひお立ち寄りください。

「被害者参加制度」被害者の刑事裁判の参加について

弁護士 甲斐 朝美

「ある日、突然、理不尽な被害を受けた」－そんな時も、一昔前まで、被害者は、傍聴人の一人として刑事裁判を傍聴するしかありませんでした。しかし、被害者の方の中には、刑事裁判で被告人がどのような態度を取るのか、どのように裁判が進むのか、きちんと立ち会いたいと感じる方もいると思います。

そんな想いを受けて、平成20年12月から、一定の重大犯罪の被害者や遺族が刑事裁判に関与できる制度（「被害者参加制度」）が始まりました。「一定の重大犯罪」とは、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪（殺人罪、傷害致死罪、傷害罪、危険運転致死傷罪など）や、性的被害に関する犯罪（強制わいせつ罪、強制性交罪など）などです。

では、「被害者参加」をすると、刑事裁判にどのように関わることが出来るのでしょうか。

まず、被害者も裁判期日に出席することが出来ます。裁判期日を決める際にも、被害者の都合に配慮されることが多いです。次に、刑事裁判では、検察官が被告人の犯罪行為を明ら

かにする役割を担っていますが、その検察官に、裁判での方針について意見を述べたり、説明を受けたりすることが出来ます。また、裁判での証人尋問や被告人質問において、被害者も質問することが出来ます。最後に、被害者として、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような刑罰にすべきかについて、意見を述べることが出来ます。

この「被害者参加制度」は被害者の方の権利であって、決して義務ではありません。被害者の方の中には、刑事裁判の話を聞くことに抵抗があり、一切関わりたくない感じられる方もいると思います。被害者の方のお気持ち、置かれている状況も、お一人お一人で異なります。ですので、被害者の方のお気持ちをお伺いしながら、「被害者参加」するのかどうかも含めて、一緒に考え、相談し、少しでもお気持ちを実現できるお手伝いが出来ればと思います。



法律相談のお知らせ

まずはお気軽に
お電話ください。

☎ 03-3447-1361

相談料
30分
¥5,500-

五反田駅
東口徒歩
1分

受付時間は平日9時～18時です。

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所 検索

<https://gotandalaw.com/>

